

事務連絡
令和2年5月19日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る今後の医療提供体制
に関する報告依頼について（その8）

「新型コロナウイルス感染症に係る今後の医療提供体制に関する報告依頼について」（令和2年3月27日付け事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制の整備について検討状況のご報告を依頼したところですが、第8回の報告については下記のとおりご対応いただくようお願いいたします。以下の内容をご確認の上、ご回答をお願いいたします。

なお、本調査結果については、政府の新型コロナウイルス感染症対策の検討に当たって重要な基礎資料となるものであり、貴都道府県におかれては、知事にお諮りいただくなど、必要をご確認を行った上で、ご提出をお願いします。

重症者向け病床数を含め、本調査結果について公表を前提に取り扱う予定としていることを申し添えます。

記

1 報告事項および報告方法

- 3月6日事務連絡の別添に基づき算出されたピーク時の入院患者数・重症患者数の受入れのために医療機関に割り当てた病床数
- 医療機関単位や病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる重点医療機関の数及び名称
- 3月6日事務連絡の別添に基づき算出されたピーク時に向けて割当てが想定される病床数について、別添の回答フォームに従ってご報告ください。

※ 重症患者向けの確保想定病床数について、第6回までは、空欄のままでの提出を可能としておりましたが、前回（第7回）以降は必ずご記入をお願いしております。

○ 「重症者向け病床」の考え方

- 「重症者向け病床」は、新型コロナウイルス感染症の重症者の治療に必要な設備と、設備の活用に必要な十分な医療マンパワーの双方を有する病床が該当します。
- 新型コロナウイルス感染症の重症者に対応可能な病床を有する医療機関は、実際には各都道府県内の感染症指定医療機関や特定機能病院、公立・公的医療機関など、多くの場合、感染症対策における基幹的な役割を担う病院等が該当し、そのような病床の多くは医療保険における「特定集中治療室管理料」、「救命救急入院料」、「ハイケアユニット入院医療管理料」の算定対象病床になるものと考えられます。
- 但し、上記以外の病院や病床であっても、必要なマンパワーを確保し、人工呼吸器等を活用した重症者に対する治療を行うことがあり得ることから、そのような条件を満たす病床について、当該病院の情報に基づく都道府県の判断により「重症者向け病床」として計上することは可能です（新生児のNICUや周産期医療のMFICUの活用等についても同様です。）。

○ 重症者向け病床数・取り扱い上の留意点

- 冒頭でも記載のとおり、「重症者向けの確保想定病床数」「重症患者の受入割り当て病床数」についても公表を前提としておりますので、ご注意ください。
- 既に割り当て済みの病床がある場合、少なくとも当該病床数の記載をお願いします。
- なお、受入割り当て病床数が確保想定病床数よりも大きい場合には、公表時に受入確保想定病床数として取り扱うこととさせていただきます。
- また、公表に当たっては「実際には受入れ患者の重症度等により、変動する可能性がある」旨の注記を予定しています。

2 報告時期

第8回は5月20日（水）24時時点のデータを5月22日（金）24時までにご報告ください。

第7回の事務連絡でお知らせさせていただいておりましたが、今回より報告日を変更させていただいておりますので、ご注意ください。なお、今回以降の報告日は、水曜日24時時点のデータを金曜日24時までとし、公表は原則として翌週の火曜日を予定しております。（第8回は5月26日（火）公表予定）

※ 第1回：3月31日（火）、第2回：4月9日（木）、第3回：4月17日（金）、第4回：4月24日（金）、第5回：5月1日（金）、第6回：5月8日（金）、第7回：5月15日（金）に調査を実施しております。

3 報告に当たっての留意事項

- 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の状況も含めて、都道府県がまとめて報告を行うこと。

- 報告時点で各報告事項についての結論が出ていない場合は、それぞれの検討状況を報告すること。
- 報告いただいたものを元に、各都道府県における取組状況について、厚生労働省から公表することが考えられること（医療機関名等の個別の情報は除く。）。

4 文言の定義

○ 「割当」病床数

医療機関と合意が得られた入院患者受け入れ可能病床数をいう。

例： 他の疾患に罹患した患者が入院し病床を使用中であるが、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる必要があれば、当該患者を別の病床に即時に移動が可能である場合。

○ 「確保想定」病床数

医療機関と調整の上、ピーク時の患者数に向けて実際に確保されると見込んでいる（想定している）病床数をいう。

例： 現在医療機関と病床調整が進行中であるが、補償などの面で完全な合意が得られていない場合。

5 照会先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療体制班

担当 大野、中島、町村

代表 03-5253-1111（内線：8341、8350、8351）

直通 03-3595-3284